

# 県単土地改良事業実施要領

この要領は、茨城県県単土地改良事業補助金交付要項（平成30年 4月 2日茨城県告示 443号）による県単土地改良事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

## 第1 趣旨

国補事業以外の土地改良事業を対象として補助を行い、国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備並びに農村の環境整備を推進し、農業の振興に資する。

## 第2 事業の実施条件

この事業により補助を受けようとするときは、次に掲げる要件を備えなければならない。

### 1 一般的事項

- (1) 事業が土地改良法、その他の関係法令の規定する許可を要するものについては、第3の事業計画等提出のときまでに必要な手続きを完了しているもの、もしくは手続中で確実に完了の見通しがあるものであること。
- (2) 1地区当り事業費は20万円以上とする。ただし用水障害対策事業及び調査設計事業にあつては10万円以上とする。

### 2 事業実施基準

農業生産基盤整備事業、農村環境整備事業等の工種及び実施基準は次表のとおりとする。

工種	実施基準
用排水路	
機械用排水	固定施設とする。
頭首工	
畑地かんがい	
区画整理	基幹工事と末端かん水計画まで樹立した場合は末端かん水の移動施設についても補助対象とする。
暗渠排水	浅層・補助暗渠を含む。
客土	
農道	延長おおむね1,000m以内、総幅員おおむね3.0m以上とする。（山間急傾斜地帯指定地域にあつては延長おおむね500m以内、総幅員おおむね3.0m以上とする。）
農道橋	永久橋とする。
農用地造成	水田造成を除く。
農地保全	
ポンプ等	災害以外の原因により、土地改良施設の機能が損なわれ、施設機能の維持保全及び安全管理のために早急に整備補修を行う必要のあるもの。
畦畔除去等 土壌改良	地域水田緊急整備型において、集落内の水田整備水準を均一にするため。 ①農業用排水路 ②暗渠排水（浅層・補助暗渠を含む） ③畦畔除去等（畦畔築立、漏水防止シート設置等を含む） ④客土 ⑤土壌改良 の中から選定した複数工種を実施すること。
防災安全施設	土地改良事業により造成された施設を補助対象とする。
防災減災施設	湛水防除事業により造成された施設を補助対象とし、機能の向上を主な目的としないもの。

生活関連農道施設 (当面休止)	受益面積10.0ha未満の地域で、延長1.0km以下の (1) 集落周辺の農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生活活動および農産物の運搬等に供する農業集落道の整備 (幅員4.0m以上、歩道幅員1.5~2.0m)。 (2) 既設農道(幅員4.0m以上)に設置する歩道(幅員1.5~2.0m)。
集落水辺環境保全施設 (当面休止)	受益面積3.0ha以上の (1) ため池、農業用排水路の施設を利用した親水護岸、生態系保全施設、遊歩道等の施設整備。 (2) ため池等の曝気施設等の水質浄化施設整備。
農業集落排水施設 (当面休止)	農業振興地域内の農業集落で、受益戸数20戸未満とする。 (1) し尿、生活雑排水の処理施設 (2) 雨水排水路整備
うるおい施設 (当面休止)	広域営農団地農道整備事業により整備された道路用地内の植栽及び同事業に係る道路の沿線に設置する駐車場等(直販施設等と一体的に設置するものに限る。)の施設用地造成整備。
土工 転落防止柵等 (当面休止)	「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施行について(平成14年3月29日付け13農振第3737号)」及び「農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施行について」の一部改正について(平成16年5月10日付け15農振第2819号)に準じて行うもの。
特認	土地改良法第2条に定める上記以外のもので知事が適当と認めるもの。

### 第3 計画審査

この事業の施行により補助金の交付を受けようとするものは、事業計画(別紙様式1、2、3、4)を作成し、所轄農林事務所長または土地改良事務所長に提出し審査を受けなければならない。

### 第4 事業の採択

前記第3により審査に合格した地区を対象として緊急度の異なる地区から予算の範囲内で採択するものとする。

### 第5 その他

#### 1 個人県民税の徴収率による補助金削減

補助対象者が市町村である場合において、当該市町村が賦課徴収した個人県民税に係る前々年度の徴収率(実質的徴収率)が90パーセント以下であるときは、補助率は茨城県単土地改良事業補助金交付要項の別表の率からそれに100分の25を乗じて得た率を減じた率(当該別表の率位の端数を生じたときは、これを切り捨てた率)とする。

付則

この実施要領は、平成12年度より適用する。

付則

この実施要領は、平成14年度より適用する。

付則

この実施要領は、平成16年度より適用する。

付則

この実施要領は、平成21年度より適用する。

付則

この実施要領は、平成22年度より適用する。

付則

この実施要領は、平成23年度より適用する。

付則

この実施要領は、平成24年度より適用する。

付則

この実施要領は、平成30年度より適用する。